

茅ヶ崎市における地域生活支援拠点等について



地域生活支援拠点等とは



地域生活支援拠点等とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の場の機会、専門的人材の確保、養成、地域の体制づくり)を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

機能	主な内容
相談	緊急時の支援が見込めない世帯の把握や緊急時の相談その他必要な事項を行う機能。
緊急時の受け入れ・対応	介護者の死亡や急病等の緊急時に受け入れを行う機能
体験の機会・場	グループホームや1人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保・育成	医療的ケアや強度行動障害などに対応できる人材の確保・養成を行う機能
地域の体制づくり	地域の様々なニーズや社会資源の連携体制を構築等を行う機能



【相談】



【体験の機会】



【地域の体制づくり】



【専門人材確保養成】



【緊急時受け入れ】

地域生活支援拠点等の5つの機能と現状



機能	茅ヶ崎市での取り組み
相談	委託相談支援事業所4カ所により相談支援体制を確保。令和5年10月より基幹相談支援センター設置。
緊急時の受け入れ・対応	「安心生活支援事業」により、障がい者の緊急時に受け入れ機能を確保している。
体験の機会・場	「安心生活支援事業」により、医療的ケアが必要な障がい児を対象に行っている。平成29年度「(株)マザー湘南」のこどもデイサービスにじを拠点として体験的宿泊機能を確保
専門的人材の確保・育成	発達障害専門相談員による相談支援事業所への巡回相談・事例検討会・研修会を行っている。
地域の体制づくり	茅ヶ崎市自立支援協議会を中心に関係機関とのネットワークを構築している。各種連絡会にてネットワークを構築している。

茅ヶ崎市における地域生活支援拠点等の経緯



茅ヶ崎市における地域生活支援拠点等の経緯

- 平成28年度 地域生活支援拠点準備会を2回開催。
- 平成29年度 茅ヶ崎市自立支援協議会地域生活支援拠点整備部会を4回開催。
市の単独事業「安心生活支援事業」を(株)マザー湘南と協働して実施。
- 平成30年度 茅ヶ崎市地域生活支援拠点整備連絡会を2回開催。
- 平成31年度 茅ヶ崎市地域生活支援拠点整備連絡会を2回開催。
- 令和 2年度 安心生活支援事業の拡充(緊急一時的宿泊体制の構築)(2月～)
- 令和 3年度 安心生活支援事業の拡充(医療的ケアが必要な対象のモデル事業実施)

面的整備型

茅ヶ崎市における地域生活支援拠点等の経緯

整備の手法として、機能を集約する「多機能拠点整備型」と多機関が機能を分担する「面的整備型」があります。本市では、利用者のニーズ、相談支援や社会資源の整備状況等、地域の実情に応じて、自立支援協議会等の場で関係機関等と検討を進めてきましたが、令和2年度「面的整備」を主体として整備済みと神奈川県に報告しております。

安心生活支援事業とは



安心生活支援事業とは

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活できることを目的に、緊急一時的な宿泊や体験的宿泊を行えるよう、市内の事業所において宿泊の支援を行うものです。現在は、市内4事業所のみ緊急時の受け入れの登録があります。

緊急時の受け入れとは

介護者が急病による入院や死亡した場合、緊急一時的に宿泊等の受け入れを行うことです。障害福祉サービス事業所は登録で、現在は市内4事業所が登録をしています。通常の短期入所とは異なり、**実際の空床等ではなく、空き部屋等**を活用して、緊急時一時的な受け入れを行っていただくものです。利用者は**事前登録制**となっており、安心生活支援事業を使用可能性のある利用者に関しては**予め情報を登録施設と共有**いたします。

